

2021 年 3 月

お客さま各位

株式会社東京スター銀行

非居住者円普通預金規定の改定ならびに非居住者円普通預金キャッシュカード取引規定の制定について

平素は東京スター銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

東京スター銀行では、このたび非居住者円普通預金口座をご利用のお客さまにキャッシュカードを発行し、ATM による入出金をお取り引きいただけるよう 2021 年 4 月 1 日付で非居住者円普通預金規定を改定するとともに、非居住者円普通預金キャッシュカード取引規定を制定することといたしましたのでご案内申し上げます。

なお、制定・改定後の規定は、以前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

1. 非居住者円普通預金規定の改定内容

変更前	変更後
4. (預金の払戻し) (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。 <u>(新設)</u>	4. (預金の払戻し) (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。 <u>(2)前項の場合において、当行が必要と認めるときは、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当該確認ができるまでは払戻しを行いません。</u>
<u>(2)</u> この預金口座の取引に関わる伝票は、当行の定める伝票（払戻請求書）を使用します。 <u>(新設)</u>	<u>(3)</u> この預金口座の取引に関わる伝票は、当行の定める伝票（払戻請求書）を使用します。 <u>(4)</u> この預金口座における各種料金等の自動支払いは、当行が認めた場合に限り取り扱うことができます。この場合はあらかじめ当行所定の手続をしてください。

(3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします	(5) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
--	---

2. 非居住者円普通預金キャッシュカード取引規定（新規制定）

第1条（カードの利用）

非居住者円普通預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、当該預金口座について、日本における滞在中の生活費等の取扱目的に限り、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行および当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携したゆうちょ銀行ならびにセブン銀行（以下「提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して非居住者円普通預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動払出機の共同利用による現金支払業務を提携したゆうちょ銀行ならびにセブン銀行（以下「提携先」といいます。）の現金自動払出機（現金自動預入払出機を含みます。以下「払出機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) その他当行所定の取引をする場合

第2条（預金機による預金の預入れ）

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順にしたがって、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行（提携先の預金機使用の場合は、その提携先）所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行（提携先の預金機使用の場合は、その提携先）所定の枚数による金額の範囲内とします。

第3条（払出機による預金の払戻し）

- (1) 払出機を使用して預金の払戻しをする場合には、払出機の画面表示等の操作手順にしたがって、払出機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 払出機による払戻しは、払出機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3) 1日あたりの払戻し限度は、当行所定の金額の範囲内とします。1日あたりの払戻し限度を減額する場合は、当行の払出機の画面表示等の操作手順にしたがって、払出機にカードを挿入して操作するか、または当行本支店の窓口、その他当行所定の方法にてお手続きください。1日あたりの払戻し限度を増額する場合は、当行本支店の窓口、または当行所定の方法にてお手続きください。

- (4) 払出機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第4条第1項に規定する現金自動機取扱手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

第4条（現金自動機取扱手数料等）

- (1) 払出機を使用して預金の払戻しをする場合および預金機を使用して預金の預入れをする場合には、当行および提携先所定の払出機・預金機の利用に関する手数料（以下「現金自動機取扱手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 現金自動機取扱手数料は、預金の払戻しおよび預金の預入れ時に、払戻請求書なしで、その払戻しまたは預入れをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の現金自動機取扱手数料は、当行から提携先に支払います。

第5条（預金機・払出機障害時等の取扱い）

- (1) 停電・故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 停電・故障等により払出機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。また、届出の暗証は暗証番号入力機から入力してください。

第6条（ステートメントによる報告）

カードにより預け入れた金額、払戻した金額、現金自動機取扱手数料金額については、非居住者円普通預金規定に基づき発行されるステートメントに記載して報告します。また、窓口でカードにより取り扱った場合にも同様とします。

第7条（カード・暗証の管理等）

- (1) 当行は、払出機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

(3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

第8条（偽造カード等による払戻し等）

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第9条（盗難カードによる払戻し等）

(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第10条（カードの紛失、届出事項の変更等）

- (1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。この場合、カードもあわせて提出してください。
- (2) 暗証の変更は、当行の払出機を使用して変更することができます。払出機の画面表示等の操作手順にしたがって、払出機にカードを挿入して操作してください。

第11条（カードの再発行等）

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第12条（預金機・払出機の誤入力等）

預金機・払出機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の払出機、預金機を使用した場合の当行および提携先の責任についても同様とします。

第13条（解約、カードの利用停止等）

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを取引店に返却してください。なお、当行普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断り することがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを取引店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
- ① 第14条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合
 - ④ 普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座の預金取引が停止されたとき

第14条（譲渡、質入れ等の禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第15条（成年後見制度にかかる届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)及び(2)と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、直ちに必要な事項を書面によってお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第16条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、当行非居住者円普通預金規定により取扱います。

第17条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以 上

非居住者円普通預金キャッシュカード取引規定第8条および第9条における「重大な過失または過失」とは、次の各項の事例をいいます。

【重大な過失または過失となりうる場合】

1. 本人の重大な過失となりうる場合

- (1) 本人が他人に暗証を知らせた場合
- (2) 本人が暗証をカード上に書き記していた場合
- (3) 本人が自らカードを他人に渡した場合
- (4) その他本人に(1)から(3)までの場合と同程度の故意と同視しうる程度に著しい注意義務違反があると認められる場合

2. 本人の過失となりうる場合

- (1) 次の①または②に該当する場合

- ① 生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合
 - ② 暗証をメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合
- (2) (1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合
- ① 暗証の管理
 - ア. 生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合
 - イ. 暗証をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証としても使用していた場合
 - ② キャッシュカードの管理
 - ア. キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などに放置した場合
 - イ. 飲酒等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合
- (3) その他(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

3. 適用日 2021 年 4 月 1 日（木）

以 上